

企業年金連合会・企業年金セミナー

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」の一部施行等に伴う

確定給付企業年金の改正内容について

～ポータビリティの拡充～

2018年1月

みずほ信託銀行

(広)04 - 8609 - 142900



目次

～ 主な改正内容 ～	2
1. 脱退一時金相当額の移換	3
2. 制度間ポータビリティの拡充の概要	4
3. DCからDBへの移換	5
4. 中退共とのポータビリティ	7
5. DBに算入する加入者期間の取扱い	14
6. 受換した額の給付時の取扱い	15

本資料では以下の略語を使用します。

・確定給付企業年金 : DB	・確定拠出年金 : DC	・中小企業退職金共済 : 中退共	・企業年金連合会 : 連合会
・確定給付企業年金法 : DB法	・確定拠出年金法 : DC法	・中小企業退職金共済法 : 中退共法	
・確定給付企業年金法施行令 : DB令	・確定拠出年金法施行令 : DC令	・中小企業退職金共済法施行令 : 中退共令	
・確定給付企業年金法施行規則 : DB則	・確定拠出年金法施行規則 : DC則	・中小企業退職金共済法施行規則 : 中退共則	

～ 主な改正内容 ～

- 平成29年11月27日付で、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布され、施行日は**平成30年5月1日**(= 公布日から2年以内で政令で定める日)とされました。
- これに伴い、以下の整備政令および整備省令が公布されました。
 - 平成29年11月27日付：「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」
 - 平成29年12月22日付：「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」
- 本資料では、主にDBに関する改正内容について解説します。

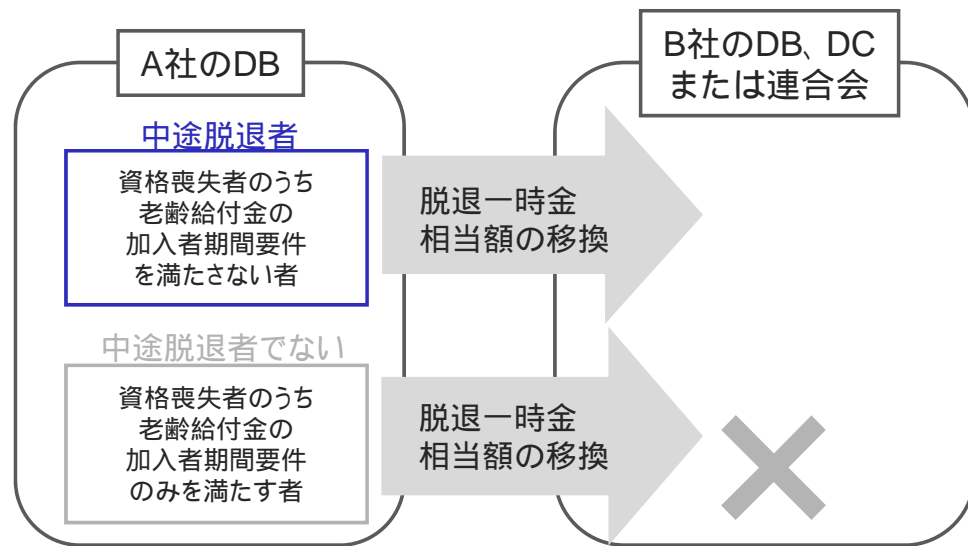
改正項目	改正内容	施行日
1.実施事業所の減少の特例	DBの継続実施が困難な事業所に対し厚生労働大臣の承認・認可を受け、当該事業所の事業主および労働組合等の同意を得ることなく、脱退させることを可能とする	平成28年7月1日
2.脱退一時金相当額の移換	DBの資格喪失時に規約に定める老齢給付金の受給要件のうち支給開始要件以外の要件を満たす者も、他の企業年金(DB、DC)および連合会へ移換できるよう移換対象を拡大する	平成30年5月1日 (公布日から2年以内で政令で定める日)
	DBの中途脱退者が、他の企業年金へ脱退一時金相当額を移換する場合の申出期限に関して移換元の資格喪失後1年以内とする	平成28年7月1日
3.DBからDCへ資産移換する際の同意要件の緩和	DBの一部をDCに移行する場合、資産移換後にDBの掛金が増加しない場合は、DCへ資産を移換しない者の同意は不要とする	平成28年7月1日
4.DB間の権利義務移転・承継に係る手続きの緩和	DB間で権利義務の移転・承継を行う際、加入者の同意を得た場合には厚生労働大臣の承認・認可を受けずに移転・承継可能	平成28年7月1日
5.制度間ポータビリティの拡充	現在は認められていないDCからDBへの移換を認め、中退共とDB・DC間の移換を拡充する	平成30年5月1日 (公布日から2年以内で政令で定める日)

1. 脱退一時金相当額の移換 ～ 移換対象の拡大～

- これまで、脱退一時金相当額の移換ができなかった資格喪失者(= 資格喪失時に規約で定める老齢給付金の受給要件のうち支給開始要件以外の要件¹を満たす者)も他の企業年金(DB、DC)および連合会へ移換可能となります。(DB法第81条の2)
¹「老齢給付金の受給要件のうち支給開始要件以外の要件」のことを、このページでは「老齢給付金の加入者期間要件」と言い換えます。
- 本改正に伴い、中途脱退者の定義を変更する規約変更が必要となります。また施行日前1年間に資格喪失し、脱退一時金を繰り下げている者は、施行日以後に他制度への移換が可能となるため、当該者に対し、その旨の説明が必要となります。
- DB間の資産移換および連合会への資産移換において、移換額の算定の基礎となる期間の開始日及び終了日を移換先に引き渡す等の所要の改正が行われました。(DB則第89条の3)(DB則第104条の15)

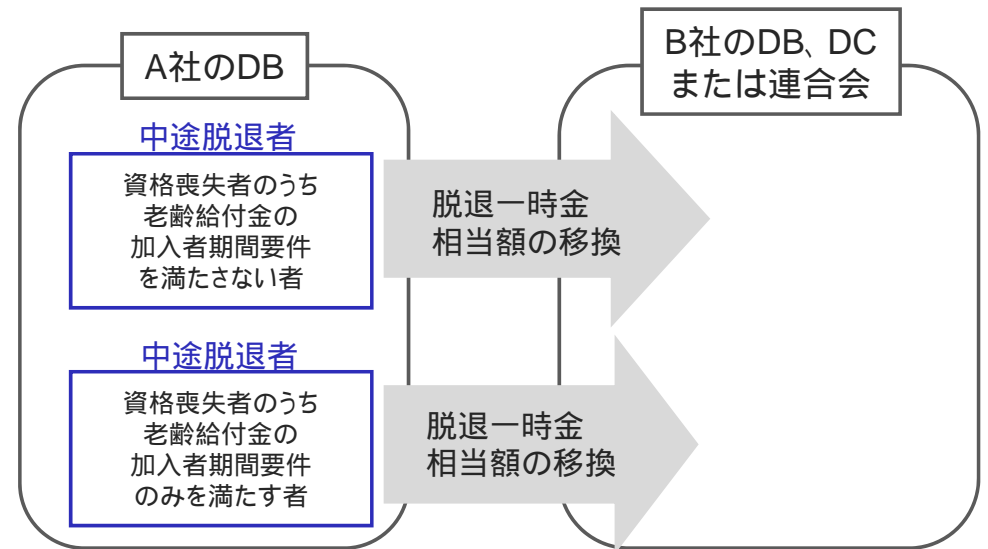
現行

DBの中途脱退者(資格喪失者のうち老齢給付金の受給権を有する者²を除く)は、脱退一時金相当額を他の企業年金(DB、DC)および連合会に移換可能



改正

DBの中途脱退者(資格喪失者のうち規約で定める脱退一時金を受け取るための要件を満たす者)は、脱退一時金相当額を他の企業年金(DB、DC)および連合会に移換可能



² 老齢給付金の受給権を有する者：老齢給付金の加入者期間要件のみを満たす者も含む(DB令第50条の2)

2. 制度間ポータビリティの拡充の概要

- これまで認められていなかったDCからDBへの移換を認め、中退共とDB・DC間のポータビリティが拡充されます。
- 会社の合併等によりDBの加入者の資格を喪失した者を中退共の被共済者とする退職金共済契約を締結する場合は、当該加入者の同意を得て、積立金を移換することができます。(DB法第82条の4)
- DCから個人別管理資産を受換した場合や、中退共から解約手当金に相当する額を受換した場合は、これらを原資として当該加入者に対してDBから老齢給付金等の支給を行うことができます。(DB法第82条の5)
- DCでは原則認められていない個人別管理資産の60歳前の中途引き出しが、DB・中退共への移換により可能となります。

< 制度間ポータビリティの拡充 改正内容のイメージ >

< 現行 >		移換先			
		DB	企業型 DC	個人型 DC	中退共
移換元	DB		1	1	×
	企業型 DC	×			×
	個人型 DC	×			×
	中退共	3	3	×	

1: 本人の申出による脱退一時金相当額の移換

3: 事業主が中小企業でなくなった場合



< 改正後 >		移換先			
		DB	企業型 DC	個人型 DC	中退共
移換元	DB	2	1,2	1,2	4
	企業型 DC				4
	個人型 DC				×
	中退共	3,4	3,4	×	

1: 本人の申出による脱退一時金相当額の移換

2: 中途脱退者の範囲拡大

3: 事業主が中小企業でなくなった場合

4: 合併等に伴う資産移換

3. DCからDBへの移換 ～企業型～

施行日：平成30年5月1日

- DCの個人別管理資産を受換する場合は、あらかじめDB規約に受換できる旨を定めることが必要です。(DB令第2条)
- 企業型DCを資格喪失した場合または企業型DCを終了する場合、DCの実施事業主は、企業型DCの加入者であった者に移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければなりません。(DC令第25条)(DC則第30条の2)
- DCの加入者であった者がDBに加入する場合、DBの実施事業主(または基金)は、DBに移換できることおよび移換に関して必要な事項を説明しなければなりません。(DB則第96条の12)
- 受換した資産の算定の基礎となった期間の全部または一部を加入者期間に算入します。(DB令第54条の9)
- DBの実施事業主(または基金)は、受換に係る加入者に給付を行うこととなったときは、受換した年月日、額およびDBの加入者期間に算入される期間を通知書の送付により通知しなければなりません。(DB法第82条の5)(DB則第96条の13)

<移換元>

企業型DC
資産管理機関

企業型DC
記録関連運営管理機関等

・移換先に引き渡す期間は、
通算加入者等期間から除く

実施事業主(会社)

説明義務

DC加入者であった者(従業員)

資産移換
の申出



個人別管理資産

<引き渡す情報>

・算定基礎期間
・期間の開始月、終了月 など

<移換先>

DB
資産管理運用機関等

実施事業主(会社)
または基金

説明義務

通知

DB加入者(従業員)

・規約にDCから受換できる旨を規定
・受換した資産の算定の基礎となった期間の全部
または一部を加入者期間に算入(詳細はP14)

3. DCからDBへの移換 ～個人型～

施行日：平成30年5月1日

- DCの個人別管理資産を受換する場合は、あらかじめDB規約に受換できる旨を定めることが必要です。(DB令第2条)
- DCの加入者であった者がDBに加入する場合、DBの実施事業主(または基金)は、DBに移換できることおよび移換に関して必要な事項を説明しなければなりません。(DB則第96条の12)
- 個人型DC加入者がDBの加入資格を取得し、個人別管理資産をDBに移換するときは、本人からの申出がない限り、個人型DCの加入者資格は、DBの加入者となった日に自動的に喪失します。(DC令第38条の3)
- 受換した資産の算定の基礎となった期間の全部または一部を加入者期間に算入します。(DB令第54条の9)
- DBの実施事業主(または基金)は、受換に係る加入者に給付を行うこととなったときは、受換した年月日、額およびDBの加入者期間に算入される期間を通知書の送付により通知しなければなりません。(DB法第82条の5)(DB則第96条の13)

<移換元>



・移換先に引き渡す期間は、
通算加入者等期間から除く

↑ 資産移換
の申出

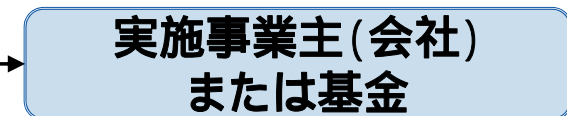


個人別管理資産

<引き渡す情報>

- ・算定基礎期間
- ・期間の開始月、終了月 など

<移換先>



説明義務 ↓ ↓ 通知



- ・規約にDCから受換できる旨を規定
- ・受換した資産の算定の基礎となった期間の全部
または一部を加入者期間に算入(詳細はP14)

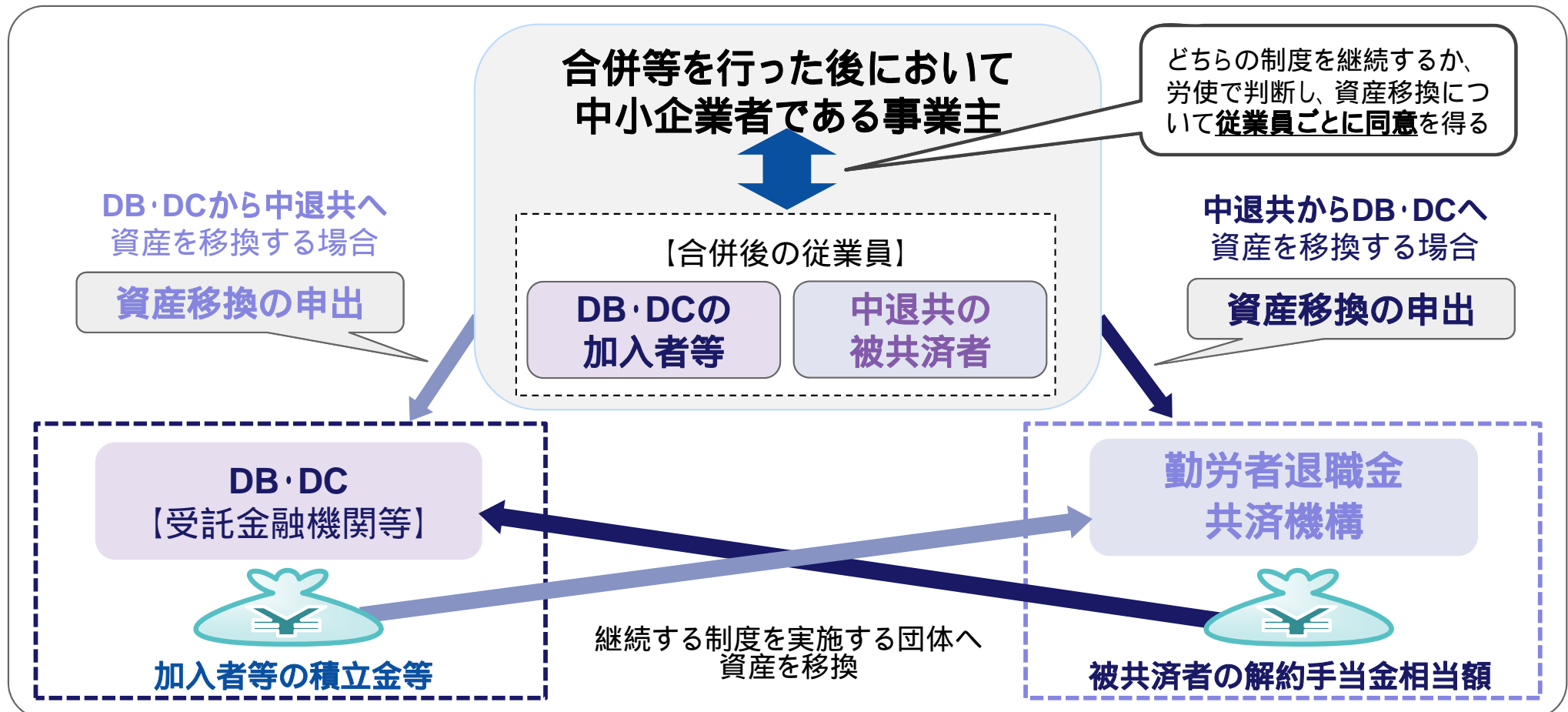
DC加入者であった者

- ・本人からの申出がない限り、個人型DCの
加入者資格はDBの加入者となった日に
自動的に喪失

4. 中退共とのポータビリティ ～ 移換スキーム ～

施行日：平成30年5月1日

- 合併等を行った事業主が中小企業者である場合、中退共制度と企業年金制度の間で、資産移換を行うことが可能となります。合併等を行った後において中小企業者である事業主は、2つの異なる制度が併存する場合に、どちらの制度を引き続き継続するか、労使で判断し、従業員の同意を得て資産移換を行います。(DB法第82条の4)(DB法第82条の5)



(注意) 施行日(平成30年5月1日)以後に合併等が行われた場合に適用可能

4. 中退共とのポータビリティ ~ 合併等について ~

- 中退共とのポータビリティが認められる合併等とは、「事業再編により、1つの中小企業に2つの異なる退職給付制度が併存する場合」を基本的な考え方として、合併、分割及び事業譲渡を実施する場合をいいます。
- DB、DCの実施事業所の事業主が共済契約者 (= 退職金共済契約の当事者である事業主) であるか否かにより以下ケースが該当します。(DB則第96条の7)

項番	実施事業所の事業主が共済契約者でない場合
イ	共済契約者との 吸収合併
ロ	共済契約者との 新設合併
ハ	吸収分割 により、共済契約者にその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させるもの
ニ	吸収分割 により、共済契約者からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するもの
ホ	共済契約者と共同して行う 新設分割
ヘ	共済契約者と 事業譲渡等 に係る契約を締結するもの(労働契約に関する権利義務の承継が行われる場合に限る)

項番	実施事業所の事業主が共済契約者である場合
イ	相手方共済契約者 ¹ 又は相手方実施事業所事業主 ² との 吸収合併
ロ	相手方共済契約者との 新設合併
ハ	吸収分割 により、相手方共済契約者にその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させるもの
ニ	吸収分割 により、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するもの
ホ	相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と共同して行う 新設分割
ヘ	相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と 事業譲渡等 に係る契約を締結するもの

1 相手方共済契約者：DB又はDCの実施事業所の事業主でない共済契約者

2 相手方実施事業所事業主：共済契約者でない、DB又はDCの実施事業所の事業主

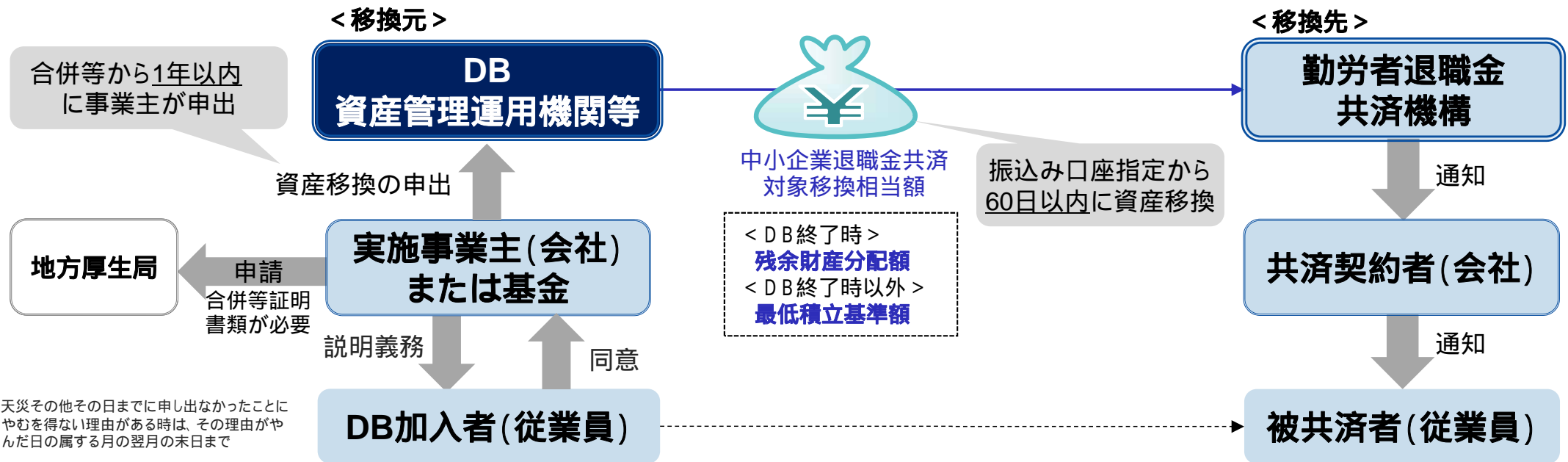
4. 中退共とのポータビリティ ~ DBから中退共への移換 ~

施行日：平成30年5月1日

- 会社の合併等によりDBから中退共に積立金を移換する場合には、あらかじめ規約で定めたとうえで、DB加入者の資格を喪失した者の同意を得て積立金を移換します。(DB法第82条の4)
- DBの実施事業所の事業主(または基金)は、DB加入者の資格を喪失した者またはDBを終了した日に加入者であった者に対して、中退共への移換に関して必要な事項を説明しなければなりません。(DB則第96条の11)
- 積立金を中退共に移換することを内容とする規約の変更の承認(認可)を申請する場合には、合併等を実施したことを証する書類が必要となります。(DB則第8条)
- 資産移換の申出は、合併等を行った日から起算して原則1年を経過する日までに行います。(DB令第54条の8)
- 中退共へ移換すべき額(=中小企業退職金共済対象移換相当額)は、以下の額となります。(DB則第96条の8)

(1) DBを終了する場合: **残余財産分配額**

(2) DBを終了しない場合: 移換日時点の**最低積立基準額**



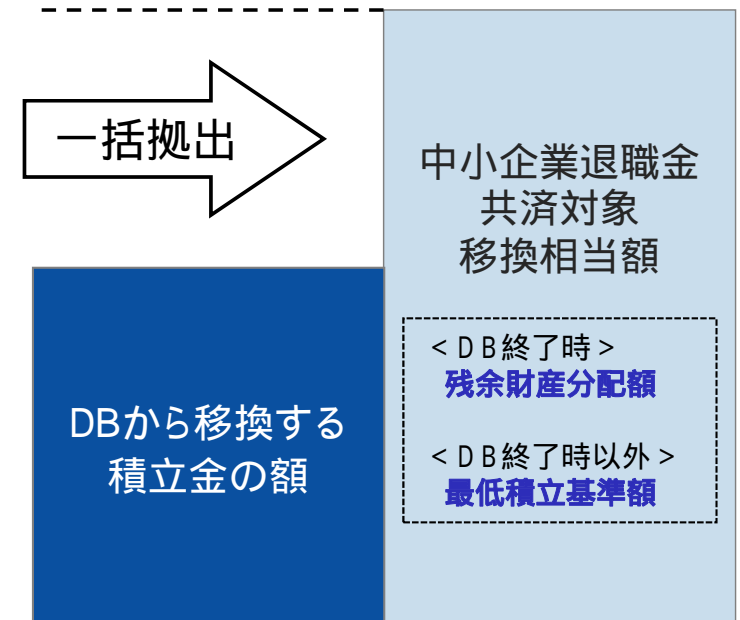
4. 中退共とのポータビリティ ～ DBから中退共への移換～

- DBから移換する積立金の額が中退共へ移換すべき額 (= 中小企業退職金共済対象移換相当額) に不足している場合は、掛金の一括拠出を行う必要があります。(DB令第54条の8)
- DBから移換する積立金の額は、DBの分割時に移換する積立金の額の算定方法と同じです。(DB則第96条の9)

DBから移換する積立金の額の算定方法

- ◆ 移換日前日の積立金を、以下のいずれかの債務の比で按分して算出
 - (a) 通常予測給付現価比
 - (b) 数理債務比
 - (c) 「数理債務 - 特別掛金収入現価 - 特例掛金収入現価」比
 - (d) 最低積立基準額比
- ◆ 債務の計算基準日は、以下の中から選択
 - 移換日の前日
 - 直近の財政計算の計算基準日
 - その前の財政計算の計算基準日
 - 移換日が属する事業年度の前事業年度の末日
- ◆ 按分方法は、以下のいずれかの方法から選択
 - 積立金を加入者・受給権者で平等に按分
 - 受給権者分の積立金を先取りして、残りの積立金を加入者の債務比で按分

移換時積立金の額が、按分で使用する(a)～(d)の債務額を下回る場合に限り採用可
- ◆ (リスク分担型企业年金の場合のみ) 移換により積立割合が減少することが見込まれる場合には、積立割合が減少しないように移換時積立金の額を定める方法も可能

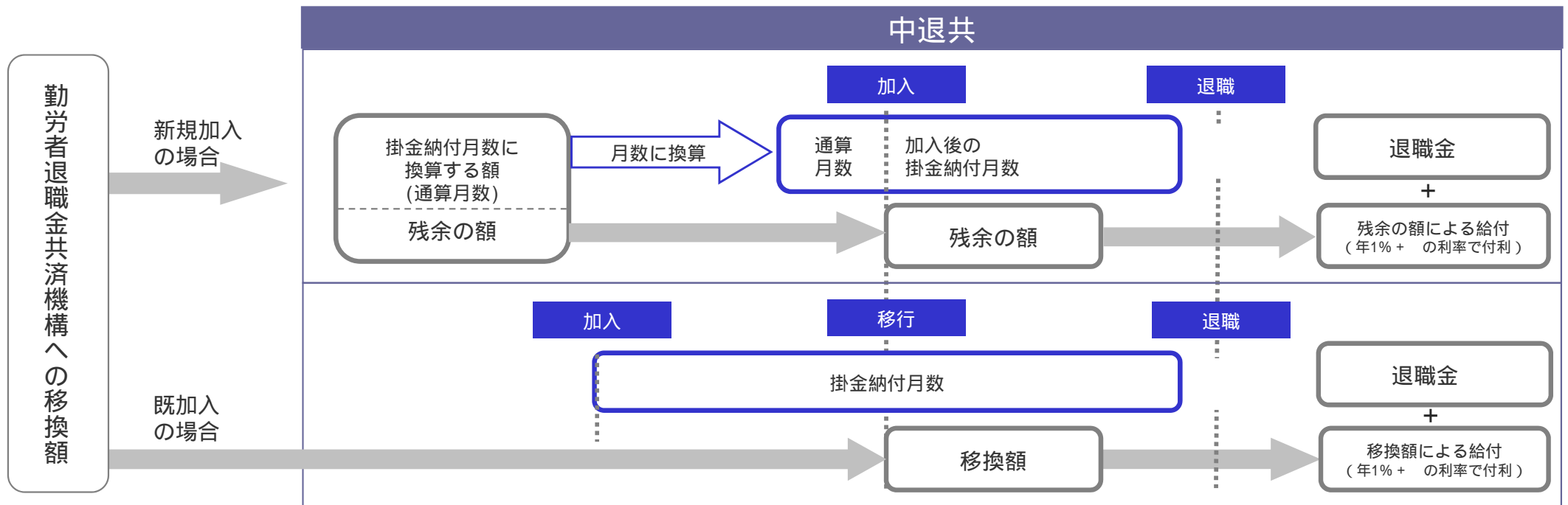


「DBから移換する積立金の額」の上限は、「中小企業退職金共済対象移換相当額」となります。

4. 中退共とのポータビリティ ~ DBから中退共への移換 ~

施行日:平成30年5月1日

- DBまたは企業型DCから中退共へ資産移換が行われた場合、移換額の算定の基礎となった期間の月数を上限とした当該移換額および移換額に係る被共済者の中退共における掛金月額により算定される最大の月数が、掛金納付月数へ通算されます。(中退共法第31条の3)(中退共令第10条)
- 中退共へ新規加入の場合は、移換額のうち掛金納付月数へ換算する額を控除した残余の額に対しては、年1%の利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率が付利されます。また中退共へ既加入の場合は、移換額に対して、同様の利率が付利されます。(中退共法第31条の3)(中退共令第10条)
- 施行日以後に資産移換の申出を行った事業主に対しては、加入促進のための掛金負担軽減措置は適用されません。ただし経過措置として、施行日前に退職金共済契約の申込みを行っていた場合は適用されます。(中退共則附則第4条)

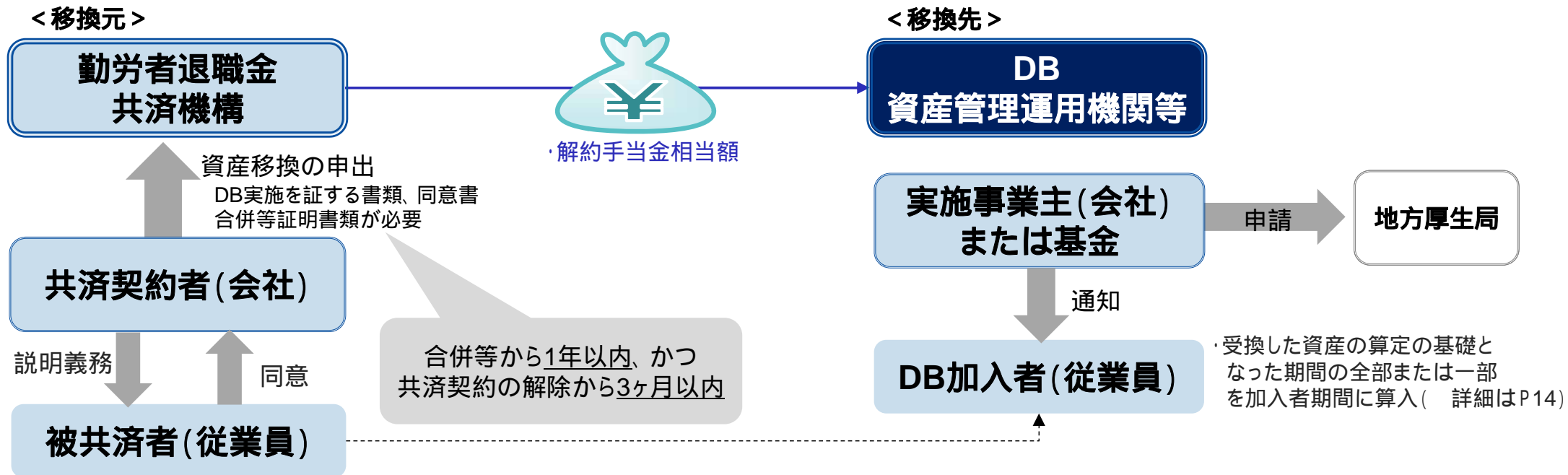


掛金納付月数が11ヶ月以下の場合、退職金は給付されません

4. 中退共とのポータビリティ ~ 中退共からDBへの移換 ~

施行日：平成30年5月1日

- 会社の合併等により中退共からDBに積立金を移換する場合には、あらかじめ規約に定めたとうえで、被共済者の同意を得て積立金を移換します。(DB法第82条の5)
- 共済契約者が資産移換のために退職金共済契約を解除するときは、被共済者に資産移換に関して必要な事項を説明しなければなりません。(中退共則第69条の16)
- 共済契約者が勤労者退職金共済機構に対して行う資産移換の申出は、合併等をした日から起算して1年以内で、退職金共済契約が解除された日の翌日から起算して3ヶ月以内に行います。(中退共則第69条の16)
- 資産移換の申出には、DBを実施することを証する書類、合併等を実施したことを証する書類が必要となります。(中退共則第69条の16)
- DBの実施事業主(または基金)は、受換に係る加入者に給付を行うこととなったときは、受換した年月日、額およびDBの加入者期間に算入される期間を通知書の送付により通知しなければなりません。(DB法第82条の5)(DB則第96条の13)



4. 中退共とのポータビリティ ~ 中退共からDBへの移換 ~

予定

施行日:平成30年5月1日

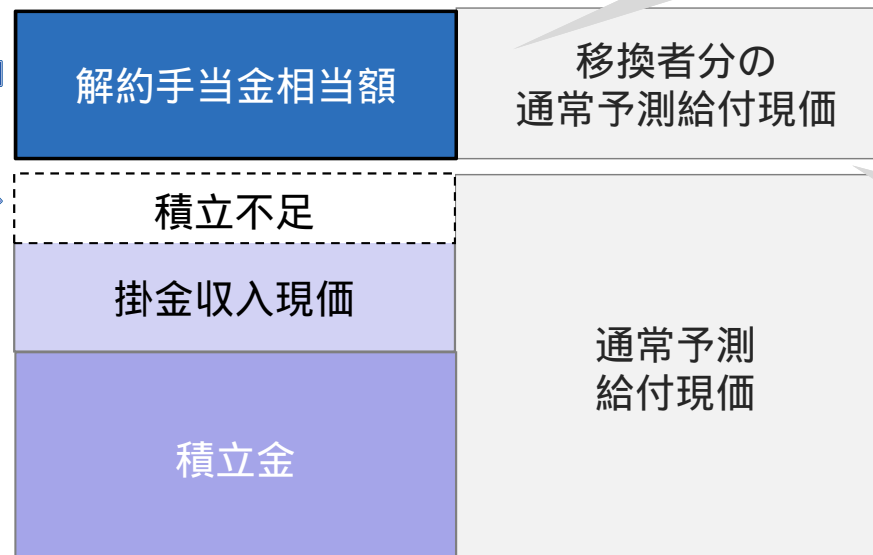
- 中退共から移換された解約手当金相当額および加入者について、DBでは以下の要件を満たす必要があります。
(中退共則第69条の17)

- (1) 移換に係る被共済者の給付を増加させ、当該増加する通常予測給付現価の額が、移換される解約手当金相当額の総額を下回ってはならない。
- (2) 仮に不足金が生じているDBに対し移換する場合でも、解約手当金相当額を不足金の償却に充当することは不可。
- (3) DBにおける加入資格の取得期間(待期期間)は原則定めないものであること(待期期間を定める場合であっても、資産移換を行う被共済者であった者については、待期期間を設けないよう経過措置を定めるものであること)。

< 中退共から資産の移換を受けられるDBの要件 >

(1) 増加する通常予測給付現価が解約手当金相当額を下回らない

(2) 解約手当金相当額をDBの不足の償却に充当することは不可



(3) 中退共からの移換者には、加入資格に待期期間を設けない

5. DBに算入する加入者期間の取扱い

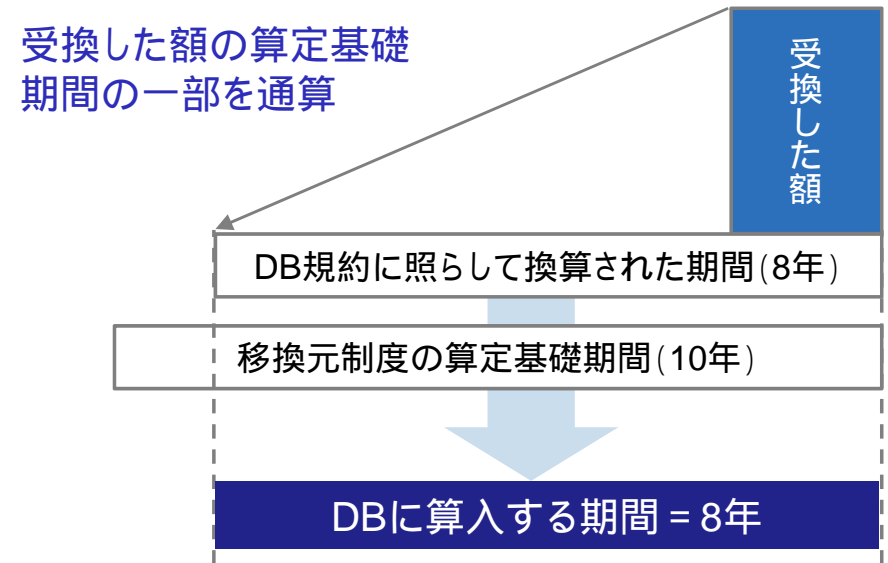
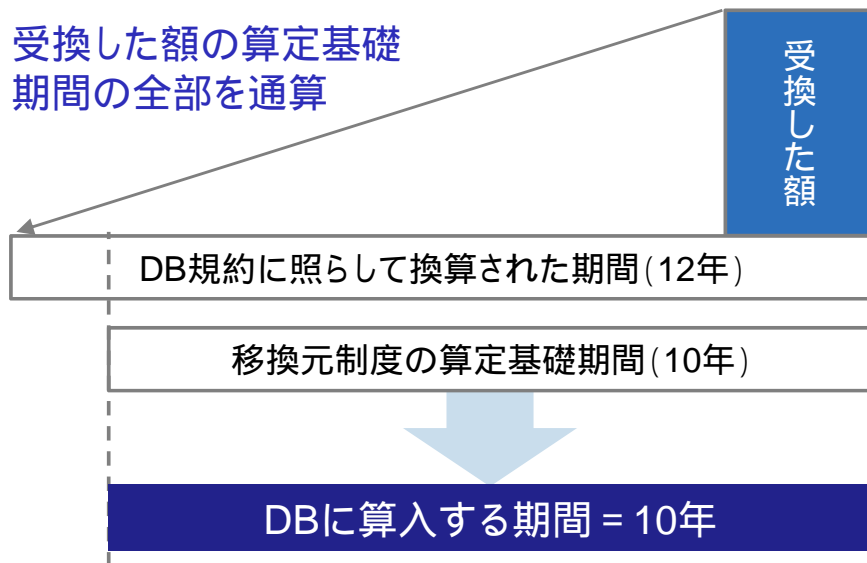
- DCから受換した個人別管理資産、または中退共から受換した解約手当金に相当する額について、算定の基礎となった期間の全部または一部をDBの加入者期間に算入します（DB間の資産移換と同様の取扱い）。（DB令第54条の9）
- 受換した額の算定の基礎となった期間の一部を算入する場合の算定方法は以下の通り。（DB則第96条の10）

- (1) DBの規約に照らして移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となる期間を算定。ただし、算定された期間が移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となった期間を超える場合にあっては、当該算定の基礎となった期間とすること。
- (2) 移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となった期間を算入しないこととする場合は、DBの加入者であった期間が1年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。
- (3) 不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

< 算入する加入者期間の算定(例) >

() 移換元制度の算定基礎期間 < DB規約に照らして換算された期間

() 移換元制度の算定基礎期間 > DB規約に照らして換算された期間

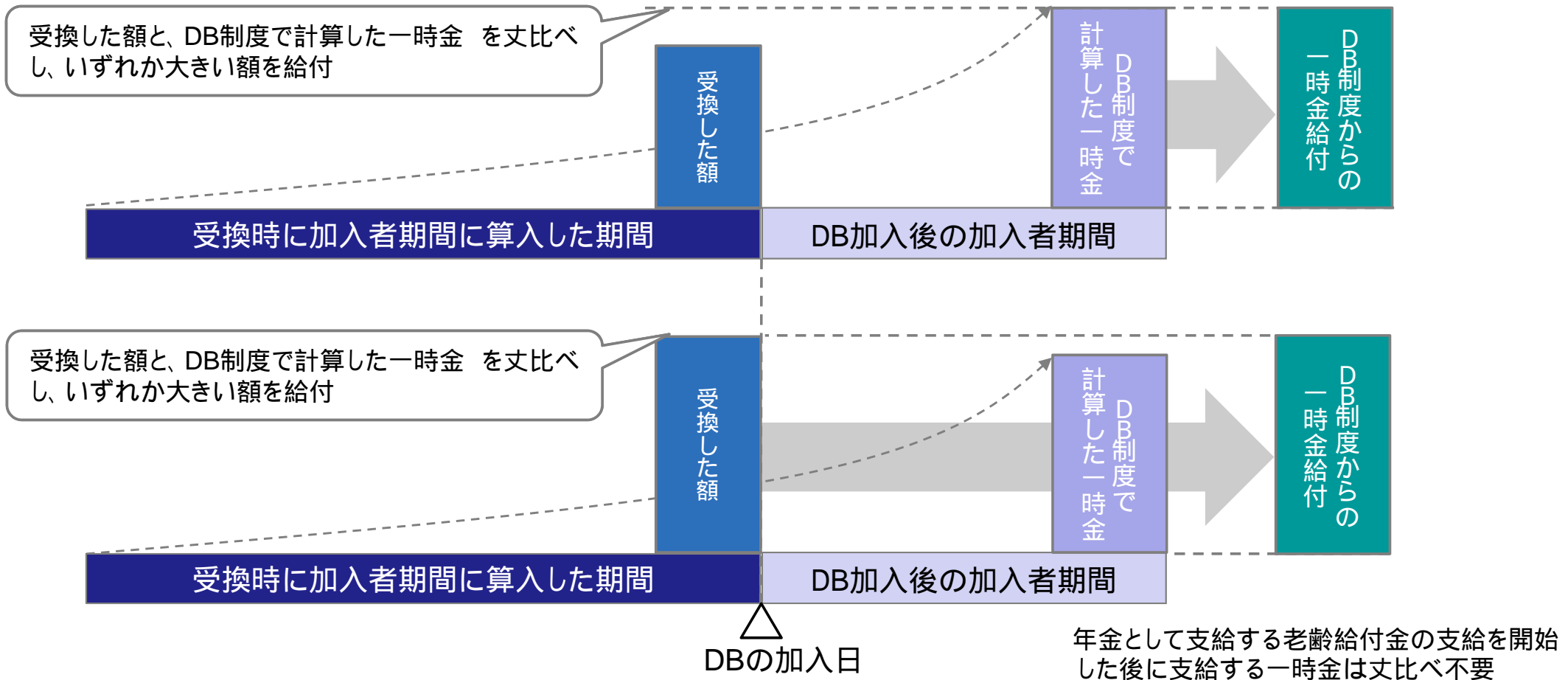


6. 受換した額の給付時の取扱い

施行日：平成30年5月1日

- DCから受換した個人別管理資産または中退共から受換した解約手当金に相当する額は、現行のDB間の資産移換と同様、受換したDBが支給する一時金（老齢給付金の支給開始後に支給する一時金を除く）の額は、DBの規約で定める方法により計算した額または受換した額のいずれか高い額とする必要があります。（DB則第32条の2）

< 給付時のイメージ >



留意事項

- 当資料は平成30年1月16日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化などにより、当資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。
- 当資料はあくまでもお客さまが財政運営等を検討するにあたって意思決定をサポートするための一つの材料を提供することを目的としております。このため、資料内容に含まれることがある助言および推奨事項等の実施に関する意思決定については、お客さまが単独で責任を負うものとしします。
- 当資料は、当行が信頼性が高いとみなす情報等に基づいて作成しておりますが、内容の正確性・完全性・網羅性について保証するものではありません。
- 当資料は、法律・会計・税制上の助言をなすものではないため、法律・会計・税制上の取扱いについては各専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。
- 当資料に係る一切の権利は、他社資料の引用部分を除いて当行に属し、いかなる目的であれ無断で引用、複写、複製または再配布することは堅くお断りします。
- 当資料の内容に関して、ご不明な点、疑問に思われる点等ございましたら、営業担当者宛てにご照会いただきますようお願い申し上げます。